

広島市における地域生活支援拠点の整備について

1 概要（国の考え方）

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ、④専門性、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

2 本市の整備方針

基幹相談支援センターを中心とした地域生活支援拠点の面的整備事業として、各区に設置することとし、当面、平成29年度までに1か所整備することを目指すこととした。

（建物としての「拠点」は置かず、既存事業に地域生活支援拠点として備える機能に係る事業を加えることにより、面的な体制整備を行う。）

3 整備に向けた検討経過等

(1) ニーズ調査の実施

平成28年6月、広島市自立支援協議会地域部会（各区の保健福祉課及び基幹相談支援センター・委託相談支援事業所等により構成）に対して、障害者の地域生活を支えるために必要な支援・資源についての調査を依頼し、回答を取りまとめた。

(2) 地域生活支援拠点として整備する機能の整理

前記(1)のニーズ調査の結果を踏まえ、既存施策と地域生活支援拠点として整備（追加）すべき機能を整理した。（別紙1「地域生活支援拠点の諸機能に係る既存施策との関係」参照）

ア コーディネート機能【基幹相談支援センターの機能強化（地域団体等との連携強化、防災に関する連携強化等）】

コーディネーターの配置等により地域の障害者の様々なニーズに対応できるサービス提供や、それらを提供できる地域の体制整備等を行う機能（コーディネーターに係る人件費）

イ 24時間対応可能な相談支援体制

地域移行支援や地域定着支援による常時の連絡体制や緊急の事態等の相談支援、親元からの自立等に当たっての相談や地域での暮らしの相談等、障害者やその家族からの相談に応じる機能（相談対応に係る人件費）

ウ 24時間対応可能な緊急時の受入体制

地域で生活する障害者の急な体調不良や、介護者又は保護者の急病等の場合に備え、短期入所等における緊急受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能（一時受入できる場（短期入所先等）を確保するための費用）

エ 相談支援専門員をはじめとした障害福祉サービス事業所職員のスキルアップ【基幹相談支援センターの機能強化（各地域の実情に応じた障害児者支援に係る研修企画等）】

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢になった障害者への対応について専門的な対応を行うことができる体制の確保やそのような支援を行うことができる専門的な人材の養成を行う機能（研修費用）

※ 下線部は予算措置を伴うもの。

(3) 地域生活支援拠点検討部会の設置

平成28年12月に、広島市における地域生活支援拠点の整備に関する基本的事項等の検討を行うため、地域生活支援拠点検討部会（以下「部会」という。）を設置し、計4回にわたり検討を行った。検討結果については以下のとおり。

なお、検討結果については広島市自立支援協議会に報告し、そこで出された意見も反映させた。

ア 業務委託先

広島市障害者基幹相談支援センター業務受託法人とする。

イ 地域生活支援拠点整備の基本的な枠組み

上記アの業務委託先に、「地域体制整備コーディネーター（仮称）」を1名配置し、基幹センター職員と一体となって、次の業務を行う。

- (ア) 夜間・休日における切れ目のない連絡体制の確保
- (イ) 緊急時の受入れ・対応体制の確保
- (ウ) 地域住民等による障害者支援体制の整備

なお、各区の地域性や地域資源の状況等の違いに対応するため、各区の障害者自立支援協議会地域部会において、当該業務の具体的な実施方法等について検討する。

ウ 委託事業者選定方法

各区の障害者自立支援協議会地域部会において、事業実施方法や受託法人等について検討し、受託意向のある地域部会の提案内容を基に、広島市障害者自立支援協議会におけるヒアリング・評価の結果を経て選定する。

エ その他

地域生活支援拠点の整備に合わせ、本市における相談支援体制の活性化・充実化を図るために障害者相談支援事業の業務内容及び業務委託内容を見直すこととした。

（別紙2「障害者相談事業体制の見直しについて」参照）

(4) 業務委託先の決定等

地域部会での検討結果を踏まえ、広島市自立支援協議会において、平成30年1月～2月にかけて業務委託先の選考を行い、以下のとおり決定した。

ア 業務委託先

医療法人社団更生会 草津病院（相談支援事業所ネクストライフ）

基幹相談支援センター又は委託相談支援事業所を運営する事業者（13か所）全てに意向確認を行い、事業実施を希望する事業者について広島市自立支援協議会で事業内容を評価し、最も評価の高い事業者を委託先として選定することとした。その結果、3事業者から応募があり、評価の最も高かった上記の事業者を業務委託先として選定した。

イ 実施時期及び実施区

平成30年3月1日から西区において実施

ウ 業務内容

上記アの業務委託先において、精神保健福祉士及び社会福祉士の資格を有し、地域で暮

らす障害者に対応できる常勤専従の「地域体制整備コーディネーター」1名を配置し、相談支援事業所ネクストライフの職員と一体となって、次の業務を行う。

(ア) 夜間・休日における切れ目のない連絡体制の確保【相談】

事前登録者を対象として、草津病院の看護師による夜間・休日の連絡体制及び施設職員による当直・休日の勤務体制を活用し、24時間365日の切れ目のない連絡体制を確保する。

(イ) 緊急時の受入れ・対応体制の確保【緊急時の受入れ・対応】

① 事前登録者に対する具体的な対応方法を記載した「緊急対応プラン」を作成し、緊急時に効果的に受入れ・対応ができるよう備える。

② 自らの短期入所施設（梅の里）において、新たに緊急用の空室（1室）を確保し、受入れを実施する。将来的には（新病棟完成後）、少なくとも5室を追加する。

③ 草津病院の構築した医療ネットワークを活用した緊急時の対応を実施する。

(ウ) 地域住民等による障害者支援体制の整備【地域の体制づくり】

① 地域体制整備コーディネーターが民生委員・児童委員と連携して障害者宅へ訪問し、課題やニーズを把握するとともに、必要な情報提供や障害福祉サービス等の導入を検討する。

② 広島市西部認知症疾患医療センター（広島市委託事業）で構築した地域包括支援センターとの連携体制を活用し、地域向けのセミナーを開催する等、地域住民への理解促進を図る。

4 今後の整備予定

西区における実施状況等を踏まえ、平成35年度（2023年度）までに、全区に整備していく予定。

5 地域生活支援拠点事業の実施状況について

（医療法人社団更生会 草津病院（相談支援事業所ネクストライフ）から報告していただきます。）